【交通事故被害者支援の流れ　※犯人が特定された場合】

	初期（被害直後の支援）	中期（安全な生活確保）	長期（自立生活の促進）
刑事手続き	・捜査開始 ・犯人特定 ・検察送致 （以上警察本部） ・勾留請求 （警察本部、検察庁）	・事情聴取 （警察本部、検察庁） ・処分 ・公判請求 ・上訴　（以上検察庁）	・冒頭手続 ・証拠調べ手続 ・弁論手続 ・判決　（以上裁判所）
警察、司法機関等による支援	・相談 （警察本部、交通政策課） ・指定被害者支援制度 ・診察料、重傷のひき逃げ事件の診断書等公費支出 （以上警察本部） ・相談、付添い等 （警察本部、民間支援団体）	・相談、付添い等 （民間支援団体）	・被害者等通知制度 ・被害者支援員による手続補助等 （以上検察庁） ・訴訟記録の閲覧等 ・被害者参加制度等 （以上裁判所） ・心情等伝達制度 （保護観察所） ・損害賠償請求相談、弁護士紹介等 （法テラス） ・相談、付添い等 （民間支援団体）
経済的支援	・生活福祉資金等 （健康福祉課等） ・ひとり親家庭の修学資金貸付等 （児童福祉課等）	・生活保護制度 （健康福祉課等）	・特別障害者手当等による自立支援 （障害政策課）
生活基盤の確保			・県営住宅入居への優先的取扱い及び配慮 （住宅政策課） ・各種就労支援 （労働政策課）
精神的ケア等	・臨床心理士等によるカウンセリング実施及び斡旋等　（警察本部、民間支援団体） ・こころの健康センター、保健福祉事務所等による精神保健福祉相談　（障害政策課）		